

美咲町読書バリアフリー計画(概要版)

この計画は国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進にかかる法律」を参酌し、「美咲町子ども読書活動推進計画」や「美咲町障害者計画」との整合を図り、本町の実情に照らし合わせて策定しました。
※計画期間は令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

【基本方針】「視覚障害者等の読書環境の整備」を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず全ての町民が読書活動を通じて文学・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指し、「5つの方向性」を定め計画を推進します。

方向性1 アクセシブルな書籍の充実

- ①点字図書や録音図書、LLブック、大活字本、デジター図書等の書籍を増やし、読書環境の整備と充実を目指します。
- ②図書館への来館が困難な方等にも読書が可能となるよう、利用者にとって魅力ある電子書籍導入を検討します。

▶読書バリアフリー法第九条関係

美咲町読書バリアフリー計画



方向性2 インターネットを利用したサービス提供の強化

- ①非来館者でも読書を楽しめる電子図書館等、インターネットを利用したサービス提供の周知を行います。
- ②年間貸し出し冊数や利用者数の増加を目指すとともに、アクセシブルな書籍等の利用を促進します。

▶読書バリアフリー法第十条関係



方向性3 利用しやすい施設・設備・補助具の充実

- ①手すりやスロープの設置等、利用者に配慮したわかりやすい表示など施設バリアフリー化に努めます。
- ②拡大鏡等の利用しやすい読書支援補助具を整備し、利用の促進と充実について取り組みます。

▶読書バリアフリー法第九条、
十四条、十五条関係

方向性4 図書館サービスに係る情報発信

- ①バリアフリーに関する情報発信並びにアクセシブルな書籍の周知と利用拡大を図ります。
- ②図書館内でのアクセシブルな書籍などの紹介コーナーの設置やイベントの開催を行い情報提供体制の充実を図ります。

▶読書バリアフリー法第九条、十条関係

方向性5 人材育成・体制整備

- ①障がい者への理解を深めるとともに、支援方法等研修を実施します。
- ②図書館ボランティアの体制整備に努めます。
- ③バリアフリーに関する知識を有した次世代を育て、町ぐるみで取り組める体制づくりに努めます。

▶読書バリアフリー法第十七条関係

